

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月28日

一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://jtff-fid.org/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	1. 組織運営に関する中長期計画を策定しており、当連盟ホームページに掲載し公表している。 参考URL： <a href="http://jtff-fid.org/">http://jtff-fid.org/</a> 2. 計画策定に当たっては、当連盟内の役職員や事務局構成員から幅広く意見を募り作成し、理事会にて承認をうけた。今後、不備なところがあれば理事会で加筆・修正する。 3. 策定した計画内容は、強化、普及、組織、財政に関する①ミッション・ビジョン、②現状、③目標、④課題、⑤実行計画、⑥検証を設定し、中期計画は2年、長期計画は4年毎に見直しを行う予定であったが東京パラが1年延期になった事などにより、修正を行った。	1.組織運営に関する中長期基本計画 2.令和2年度第3回定時理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	1. 組織運営に関する中長期基本計画において組織・人材に関する事項を定めるとともに連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画を策定しており、当連盟ホームページに掲載し公表している。 2. 策定した計画と併せて役職員候補者推薦委員会規則を定め役員・職員・連盟コーチ等を理事会に推薦する委員会を設置した。推薦委員会から推薦された、役員・職員・連盟コーチ等の選任は、新設の役員候補者選任規程に沿って選任し、組織の強化を図る事など理事会にて承認された。	1.組織運営に関する中長期基本計画 2.令和2年度第3回定時理事会議事録 3.連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画 4.役員候補者選任規程 5.役員候補者推薦委員会規則
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	1. 組織運営に関する中長期基本計画において財政と併せて、財務に関する事項を定めるとともに健全性確保に関する計画を策定しており、当連盟ホームページに掲載し公表している。 2. 策定した計画内容は、当連盟として継続的な事業運営していくために必要なスポンサー獲得等に関して目標を掲げ、自主財源の確保を理事全体で取組むことが理事会で承認された。	1.組織運営に関する中長期基本計画 2.令和2年度第3回定時理事会議事録 3.財務の健全性確保に関する計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1. 現状は全理事16名中、外部理事7名(44%)、女性理事5名(31%)である。なお、監事3名はいづれも外部人材である。 2. 外部理事の割合25%は2022年度役員改選時に達成し今後、継続する。 3. 女性理事の割合40%については、あと1名強であり、2022年度中に数値目標と方策を講じて2024年度の役員改選時に達成を図る。 *女性理事割合の目標： 2024年 40% 2026年 50%	1.2022年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1. 一般社団法人の当連盟定款では評議員を置いていないため本項目は適用しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	1. アスリート委員会が設置されており、規程も整備している。 2. 委員会の意見を組織運営に反映させるための方策は今後、検討する。	1.アスリート委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	1. 役員名簿及び組織図のとおり、理事の人数は団体規模等に比して適用人数にしている。 2. 2022年度役員改選により地区バランスを考慮した実効性のある配置にしている。	1.2022年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿 2.令和4～5年度(一社)日本知的障がい者卓球連盟組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	1. 現在、理事の就任時の年齢に制限を設けていないので連盟内で検討し2024年(次回)の役員選出時までには決定する。年齢制限は新理事就任時の年齢70歳未満。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	1. 現時点では、理事の在任期限の初期の解釈(法人格取得後)に関する通達により、10年を超えた当該理事はいないが、2024年の役員選出時までには理事の再任回数及び在任年数の制限を決定する。 2. 再任回数及び在任年数(年齢含む)の制限を導入する事を目指して2024年までにルール化し理事会の承認を得る。	
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	1. 役員(理事・監事・その他連盟コーチ等)の候補者選考委員会を設置した。 2. 役員推薦委員会の構成員は、2022年度の役員改選時までには有識者を検討し配置した。 3. 役員候補推薦委員会は、理事・監事の推薦名簿を理事会に提出し、社員総会の議長に求められれば、推薦される候補者の説明書を提出する。	1.役員候補者選任規程 2.役員候補者推薦委員会規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	1. 役職員その他構成員が適用対象となる法令の遵守に関して定款の記載項目以外に倫理規程及び賞罰規程を整備している。	1.一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟定款 2.倫理規程 3.賞罰規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	1. 法人の運営に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①会員及び会費に関する規程、②各種委員会規程（運営委員会規程、強化戦略委員会規程、選手・コーチ選考委員会規程、普及委員会規程、スポーツ医科学・VIRTUS登録委員会規程、大会準備委員会規程、組合せ委員会規程、マーケティング委員会規程、マーケティング委員会細則、広報委員会規程、コンプライアンス委員会規程、③監事監査規程、④理事職務権限規程、⑤経理規程、⑥事務局規程	1.一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟定款 2.会員及び会費に関する規程 3.各種委員会規程（運営委員会規程、強化戦略委員会規程、選手・コーチ選考委員会規程、普及委員会規程、スポーツ医科学・VIRTUS登録委員会規程、大会準備委員会規程、組合せ委員会規程、マーケティング委員会規程、マーケティング委員会細則、広報委員会規程、コンプライアンス委員会規程） 4. 監事監査規程 5. 理事職務権限規程 6. 経理規程 7. 事務局規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	1. 法人の業務に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①文書管理規程、②情報管理等に関する規則、③個人情報保護規程、④相談案内、⑤リスク管理規程、⑥反社会的勢力との関係遮断に関する規程、⑦不服申立規程、⑧役員慶弔規程、⑨印章取扱い規程	1.文書管理規程 2.情報管理等に関する規程 3.個人情報保護規程 4.相談案内 5.リスク管理規程 6.反社会的勢力との関係遮断に関する規程 7.不服申立規程 8.役員慶弔規程 9.印章取扱い規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	1. 法人の役職員の報酬等に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①経理規程、②国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程、③JPC助成事業における謝金・日当規程、④理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程、⑤旅費規程、⑥支払規程	1.経理規程 2.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程 3.JPC助成事業における謝金・日当規程 4.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程 5.旅費規程 6.支払規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	1. 法人の財産に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①備品管理規程	1.備品管理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1. 財政的基盤を整えるための規程として、下記の規程等を整備している。 ①マーケティング委員会規程、②マーケティング委員会細則	1.マーケティング委員会規程 2.マーケティング委員会細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1. 代表選手の公平かつ合理的な選考及びコーチ・スタッフ等に関する規程等について、下記の規程を整備している。 ①強化指定選手選考規程、②国際大会派遣選手選考規程、③2022年度強化指定選手選考ポイント表、④強化指定選手行動規範、⑤日本代表ユニフォーム着用に関する規程、⑥コーチ規程、⑦指導者の心得、⑧国際大会参加選手並びに保護者及び応援者に関する内規、⑨メダル獲得者報奨規程	1.強化指定選手選考規程 2.国際大会派遣選手選考規程 3.2022年度強化指定選手選考ポイント表 4.強化指定選手行動規範 5.日本代表ユニフォーム着用に関する規程 6.コーチ規程 7.指導者の心得 8.国際大会参加選手並びに保護者及び応援者に関する内規 9.メダル獲得者報奨規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	1. 審判員は日本卓球協会登録の審判員に依頼している。規程は日本卓球協会の規程に準拠しているため、本項目は適用しない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	1. 規程の整備や法人運営に関する相談については、内容に応じて弁護士へ相談し対応している。 2. 専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保しており、ホームページに公表している。	1.コンプライアンス委員会規程 2.社労士との委託契約書 3.会計業務サポート委託契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	1. コンプライアンス委員会が設置されており、その都度、必要に応じて開催している。 2. コンプライアンス委員会に関する規程どおりに機能している。 3. コンプライアンス委員会の構成員には、女性委員を2名以上を配置している。	1.コンプライアンス委員会規程 2.令和4～5年度（一社）日本知的障がい者卓球連盟組織図 3.過去2年分のコンプライアンス委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	1. コンプライアンス委員会の構成員5名中、弁護士2名、学識経験者1名を配置している。	1.コンプライアンス委員会規程 2.令和4～5年度（一社）日本知的障がい者卓球連盟組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1. 役職員向けのコンプライアンス研修は、直近2ヶ年実施していない。 2. 東京パラリンピック、コロナ感染症対策などにより未実施であったが、今後は年1回の開催を基本とし、実施する予定である。	1.コンプライアンス委員会規程
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	1. 国際大会等に参加する選手及び指導者と連盟スタッフは、毎年JPC主催のコンプライアンス研修会に参加している。	1.コンプライアンス教育研修会参加者名簿
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1. 連盟として審判員を置いてなく、大会開催の都度、開催地の都道府県に所属している審判員に委託しているため、本項目は適用しない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	1. 法律/弁護士2名とは随意対応、税務・会計/財務経験者とは業務委託契約にて日常的に専門家のサポート体制を構築している。	1.令和4～5年度(一社)日本知的障がい者卓球連盟組織図 2.会計業務サポート委託契約書 3.コンプライアンス委員会規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	1. 公正な会計原則を順守するための業務サイクルが確立している。 2. 一般社団法人法に基づき適正のある監事を配置している。 3. 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査と業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り実施している。	1.経理規程 2.監事監査規程 3.支払い規程 4.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程 5.JPC助成事業における謝金・日当規程 6.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程 7.旅費規程 8.事務局規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1. 連盟の経理規程は、法令・定款に定めた連盟の経理規程の他、国庫補助金等の利用に関しては、その会計処理に準拠した対応をしている。	1.経理規程 2.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程 3.JPC助成事業における謝金・日当規程 4.理事・監事による事務的業務提供時の報酬規程 5.旅費規程 6.支払規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	1. 財務情報等については、法令に基づく開示を行っている。ホームページに掲載し公表している。	1.令和4年度事業計画 2.2022年度収支計画 3.2021年度決算報告書 4.2021年度監査報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	1. 選手選考含む選手選考に関する情報を開示している。ホームページにも掲載し公表している。	1.強化指定選手選考規程 2.2022年度強化指定選手選考ポイント表 3.国際大会派遣選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	1. ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等の開示については、自己説明書式の提出後、ホームページに掲載し公表する。	1.2021年度(様式5)適合性審査自己説明・公表書式

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	1. 現在、倫理規程に基づき、重要な契約について、客観的・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 2. 2021年度中旬に策定した利益相反ポリシーに基づき、適切に管理していく予定。	1.倫理規程 2.利益相反ポリシー 3.賞罰規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	1. 利益相反ポリシーを2021年度中旬に策定しホームページに公表している。	1.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	1. 通報窓口について、ホームページ等を通じて、恒常的に連盟関係者に周知している。 2. 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 3. 通報内容に関する情報の取扱いについては一定の規則を設け、情報管理をしている。 4. 通報窓口を利用した相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 5. 当連盟役職員に対して通報が正当な行為として評価されるという意識付けは、現時点でできていないので、今後はコンプライアンス研修等を通じて徹底を図る。	1.相談案内 2.情報管理等に関する規則 3.個人情報保護規程 4.コンプライアンス委員会規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	1. 当連盟の現時点での通報制度の運用は、その内容に応じて弁護士2名のいるコンプライアンス委員会にて対応している。	1.相談案内 2.コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 懲罰制度における禁止行為や処分の内容など規程に定めている。</li> <li>2. 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを周知している。</li> <li>3. 処分審査を行うに当たってはコンプライアンス委員会がその対象者に聴聞の機会を設けている。</li> <li>4. 処分結果に対して、処分対象者は不服申立に関する規程を定めている。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.賞罰規程</li> <li>2.不服申立規程</li> <li>3.コンプライアンス委員会規程</li> </ol>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有する構成員に弁護士2名のいるコンプライアンス委員会があたっている。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.賞罰規程</li> <li>2.コンプライアンス委員会規程</li> </ol>
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 懲罰や紛争について、スポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を規程に定めている。</li> <li>2. 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。</li> <li>3. 申立期間について合理的でない制限は設けていない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.賞罰規程</li> </ol>
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ仲裁の利用が可能であることを賞罰規程で明示し、ホームページで公表している。</li> <li>2. 処分対象者に処分の通知をする場合は、スポーツ仲裁の利用ができることを書面で通知している。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.賞罰規程</li> <li>2.不服申立規程</li> </ol>
39	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危機管理における不祥事対応及び緊急事態対応に関する規程を整備している。</li> <li>2. 今後、不祥事対応の一連の流れなどが具体化した詳細な危機管理マニュアル作成を検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.リスク管理規程</li> </ol>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	1. 不祥事が発生した場合における事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討する組織体制として運営委員会内に再発防止委員会を設置している。 2. JSCの勧告を受けて、再発防止委員会を設置し再発防止策を作成し履行している。 3. コンプライアンス委員会にてレビューし、理事会にて報告した。	1.2022年度一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟役員名簿 2.再発防止策関係書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	1. 危機管理及び不祥事対応として、コンプライアンス委員会規程の第8条の4行において事実調査のために必要であると認めた場合、委員会委員及び役員以外で第三者の専門家を調査員として委嘱して対応に当たる。	1.コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	1. 当連盟には、地方組織がないため、本項目は適用しない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	1. 当連盟には、地方組織がないため、本項目は適用しない。	